

韓国知的財産ニュース 2018年5月後期

(No. 367)

発行年月日：2018年6月1日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、5月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 国際裁判部の設置及び運営に関する規則制定
- 1-2 特許法施行規則一部改正令施行
- 1-3 実用新案法施行規則一部改正令施行
- 1-4 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令一部改正令（案）の立法予告
- 1-5 不正競争防止及び営業秘密保護に関する一部改正法律案の立法予告

関係機関の動き

- 2-1 「発明で成し遂げる核心成長、特許による雇用創出」、第53回発明の日記念式を開催
- 2-2 海外知的財産権の獲得や活用戦略が一目で分かる
- 2-3 ガラッと変わる知的財産権取引市場、IP専門回収支援機関を設ける
- 2-4 特許、棚卸資産などを担保に融資を
- 2-5 韓国政府、開放型革新エコシステムづくりに向けた「2018年度第1回公共技術移転ロードショー」を開催
- 2-6 特許庁、ニューラルネットワークによる機械翻訳を導入
- 2-7 特許庁、特許顧客とのコミュニケーションに向けた中小・中堅企業との懇談会を開催
- 2-8 革新成長エンジン、特許ビッグデータで裏付ける
- 2-9 知的財産（IP）情報サービスとIP金融が一堂に集まる
- 2-10 中小・ベンチャー企業を中心とする新しいIP金融モデル、特許共済制度の推進に拍車をかける
- 2-11 ベトナムの知的財産韓流、政府間協力で保護
- 2-12 公益弁理士特許相談センターの支援対象を拡大

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 中小企業が被る技術奪取を根絶

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 ライセンシングで東南アジア進出を図る、KOTRA、ライセンシング・ミッションを派遣
- 4-2 PM2.5 が深刻化するなか、デザイン競争が激しい

その他一般

- 5-1 サムスン電子、第1四半期のR&D投資費用が過去最多
- 5-2 特許庁、フェイスブックの友達を選んだ世界10大の発明品を発表
- 5-3 ドライブレコーダー、安全運転のヘルパーへと

法律、制度関連

1-1 国際裁判部の設置及び運営に関する規則制定

韓国法制処(2018. 5. 29)

国際裁判部の設置及び運営に関する規則

[施行 2018. 6. 13][大法院規則第 2789 号、2018. 5. 29 制定]

第1章 総則

第1条（目的）この規則は「法院組織法」（以下、「法」という）第62条の2に基づく外国語弁論許可の手続き、国際事件で認められる外国語の範囲、国際事件の裁判及び国際裁判部の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）この規則で使う用語の意味は次のとおりである。

1. 「国際事件」とは、法第62条の2第1項に基づき、当事者が法廷にて外国語で弁論することを法院が許可した事件をいう。
2. 「国際裁判部」とは、法第62条の2第2項に基づき、国際事件を専任する裁判部をいう。

第2章 国際裁判部の設置及び運営

第3条（設置）①国際裁判部を設置する法院は次のとおりである。

1. 特許法院
2. ソウル中央地方法院

②次の各号の法院の長は国際事件の数などを考えて必要な場合、国際裁判部を設置することができる。

1. 大田地方法院
2. 大邱地方法院
3. 釜山地方法院
4. 光州地方法院

第4条（運営）①国際裁判部を設置した法院は国際事件の裁判に必要な通訳・翻訳の業務を行うための通訳翻訳センターを設置・運営することができる。

②国際裁判部には外国語能力や国際事件に関する専門性を備えた、法第53条の2に基づく裁判研究員を配置することができる。

第3章 外国語弁論許可の手続き

第5条（許可の要件）法院は法第62条の2第1項に基づく知的財産権等に関する事件中、次の各号のいずれに該当する事件に対し、当事者の同意を受けて当事者が法廷にて外国語で弁論することを許可することができる。ただし、裁判を顕著に遅延させる場合はその限りではない。

1. 当事者が外国人である事件
2. 主な証拠調査が外国語で行われる必要がある事件
3. その他、これに準ずる国際的な関連性がある事件

第6条（申請及び同意）外国語弁論の申請及び同意は第1審と控訴審の各第1回弁論期日の前に書面でしなければならない。ただし、法院は第1回弁論期日以後の申請及び同意に対してもその必要性が顕著だと認める場合、外国語弁論を許可することができる。

第7条（許可の効力）外国語弁論の許可は当該審級のみ効力がある。

第8条（許可の取消）①法院は次の各号中のいずれかに該当する場合、外国語弁論の許可を取り消すことができる。

1. 当事者全員が外国語弁論の申請及び同意を撤回する場合
2. 外国語弁論により、裁判の進行に顕著な支障が生じる場合

②第1項の許可取消は既に行われた裁判には影響を及ぼさない。

第4章 認められる外国語の範囲

第9条（外国語の範囲）法第62条の2第3項に基づく国際事件で認められる外国語は英語とする。ただし、当事者の申請により、英語以外の外国語を認めることもできる。

第5章 国際事件の裁判

第1節 弁論期日

第10条（裁判長の訴訟指揮）裁判長は国際事件訴訟の指揮に韓国語を使う。

第11条（通訳）①法院は国際事件の弁論期日に裁判部の発言や弁論に参加する人の発言を通訳者に通訳させる。

②通訳者が許可された外国語を韓国語に、韓国語を許可された外国語に通訳する場合は同時通訳を原則とする。

③弁論に参加する人が許可された外国語又は韓国語を聞き取る、話すことに支障がある場合、通訳者に許可された外国語又は韓国語で通訳させる。

第12条（文書と翻訳文の添付）①国際事件で許可された外国語で作成された文書には翻訳文を付けない。ただし、法院は訴訟手続の円滑な進行のために顕著に必要な場合、翻訳文の提出を命じることができる。

②当事者は許可された外国語でない外国語で作成された文書に対しは韓国語又は許可された外国語の翻訳文を付けなければならない。

第2節 決定、命令、弁論調書の作成

第13条（決定、命令）①国際事件における決定、命令は韓国語とする。

②決定書、命令書は韓国語で作成し、当事者に許可された外国語の翻訳文を送付することができる。

第14条（弁論調書の作成）国際事件で弁論調書は「民事訴訟法」第159条第1項及び第2項に基づき、録音テープ又は速記録を調書の一部とする方式を原則とする。ただし、「民事訴訟規則」第36条第3項は適用しない。

第3節 判決の宣告

第15条（宣告の方式）国際事件の判決は韓国語で作成し宣告する。

第16条（判決の効力）上訴期間の起算及び判決の効力は韓国語で作成された判決書を基準とする。

第17条（判決書の翻訳）法院書記官、法院事務官、法院主事又は法院主事補（以下、「法院事務官等」という）は判決書の正本送達後、当事者に判決書に対する許可された外国語の翻訳文を送付する。

第4節 上訴

第18条（控訴又は上告の特例）①国際事件に対して控訴する場合、当事者は「民事訴訟法」第398条で準用する第277条にかかわらず、許可された外国語で作成された控訴状を提出することができる。

②国際事件に対して上告する場合も第1項と同じである。

第19条（上告記録送付の特例）①原審法院の法院事務官等は上告記録調製時において許可された外国語で作成された文書がある場合、これに対する韓国語の翻訳文を添付しなければならない。ただし、原審裁判長はその翻訳に必要な範囲を指定することができる。

②国際事件が上告される場合、「民事訴訟法」第425条が準用する第400条で定める記録送付期間に訴訟記録の翻訳に必要なとされる期間は算入しない。

附則<大法院規則第2789号、2018.5.29>

この規則は2018年6月13日から施行する。

◇制定理由

知的財産権関連訴訟を担当する法院に外国語の弁論及び証拠提出が可能な国際裁判部を設置することで、国際的な司法接近性を強化し、法院の専門性を高める内容へと「法院組織法」が改正（法律第15152号、2017.12.12公布、2018.6.13施行）され、法廷にて外国語で弁論することを許可する手続き、国際事件で認められる外国語の範囲、国際事件の裁判及び国際裁判部の運営に必要な事項を定めるためである。

◇主要内容

- 「法院組織法」（以下、「法」という）第62条の2に基づく外国語弁論許可の手続き、国際事件で認められる外国語の範囲、国際事件の裁判及び国際裁判部の運営に必要な事項を規定する（第1条）
- 規則で使う用語を定義する（第2条）
- 特許法院とソウル中央地方法院は国際裁判部を設置し、大田地方法院、大邱地方法院、釜山地方法院及び光州地方法院は国際事件の数などを考えて必要な場合、設置できるようにする（第3条）
- 国際裁判部を設置した法院は国際事件の裁判に必要な通訳・翻訳の業務を行うための通訳翻訳センターを設置・運営することができるようにし、国際裁判部には外国語能力や国際事件に関する専門性を備えた、法第53条の2に基づく裁判研究員を配置するようにする（第4条）
- 法第62条の2第1項に基づく知的財産権等に関する事件中、当事者が法廷にて外国語で弁論するための許可要件を規定する（第5条）

- 外国語弁論の申請及び同意は原則として第1審と控訴審の各第1回弁論期日の前までとし、必ず書面にしなければならない(第6条)
- 外国語弁論の許可の効力は当該審級に限る(第7条)
- 外国語弁論の許可を取り消すことができる場合と取消の追及効に対して規定する(第8条)
- 法第62条の2第3項に基づく国際事件で認められる外国語は英語を原則とする(第9条)
- 裁判長は国際事件の訴訟指揮に韓国語を使う(第10条)
- 法院は裁判部の発言や弁論に参加する人の発言を通訳させ、同時通訳を原則とする(第11条)
- 国際事件で許可された外国語で作成された文書には翻訳文を添付しないことを原則とする(第12条)
- 国際事件における決定、命令は韓国語で、決定、命令書も韓国語で作成するが、当事者に許可された外国語の翻訳文を送付する(第13条)
- 国際事件における弁論調書は「民事訴訟法」第159条第1項及び第2項に基づき、録音テープ又は速記録を調書の一部とする方式を原則とし、録音テープ又は速記録を調書の一部とする場合、上訴が提起されるか、裁判官が変わる場合も調書の要旨を整理して調書を作成せずに済むようにする(第14条)
- 国際事件の判決は韓国語で作成し宣告する(第15条)
- 上訴期間の起算及び判決の効力は韓国語で作成された判決書を基準とする(第16条)
- 法院書記官、法院事務官、法院主事又は法院主事補(以下、「法院事務官等」という)は判決書の正本送達後、当事者に判決書に対して許可された外国語の翻訳文を送付する(第17条)
- 国際事件に対して控訴する場合、当事者は許可された外国語で作成された控訴状を提出することができるようにし、上告する場合にも準用する(第18条)
- 原審法院の法院事務官等は上告記録調製時において許可された外国語で作成された文書がある場合、これに対する韓国語の翻訳文を添付し、国際事件が上告される場合、記録送付期間に訴訟記録の翻訳に必要とされる期間は算入しない(第19条)

< 法院行政処提供 >

特許法施行規則の一部改正令

[施行 2018.5.29][産業通商資源部令第 299 号、2018.5.29 一部改正]

特許法施行規則の一部を次のとおり改正する。

第 50 条第 1 項中「発給」を「発給（電子文書による発給を含む）」にし、同条 4 項各号以外の部分中「発給」を「発給（電子文書による発給を含む）」にする。

第 51 条第 1 項第 3 号中「特許証、携帯用特許証、外国語特許証又は携帯用外国語特許証」を「特許証又は携帯用特許証」にし、同条 2 項中「者」を「者（特許証を電子文書で発給したもらった者は除く）」にする。

第 51 条第 3 項に第 3 号を次のとおり新設する。

3. 第 50 条の 3 に基づく外国語特許証又は携帯用外国語特許証の再発給申請

第 104 条第 2 項に但し書きを次のとおり新設する。

ただし、国際出願の出願書提出時、特許庁長が付与した納付者番号で手数料を納付する場合はその限りではない。

第 106 条の 5 に但し書きを次のとおり新設する。

ただし、国際出願の出願書提出時、特許庁長が付与した納付者番号で手数料を納付する場合はその限りではない。

第 106 条の 6 第 2 項中「国際出願の出願書」を「国際出願の出願書、補正書又は追加申請書」にする。

第 120 条の 2 から第 120 条の 6 をそれぞれ第 120 条の 3 から第 120 条の 7 までにし、第 120 条の 2 を次のとおり新設する。

第 120 条の 2（特許出願又は審査に関する書類の搬出）①法第 217 条第 1 項第 4 号に基づき、外国特許庁又は国際機関との業務協約を履行するために搬出可能な特許出願又は審査に関する書類は次の各号である。

1. 特許出願書と特許出願書に最初に添付された明細書、図面及び要約書
2. 先行技術の調査、又は特許分類に関する書類
3. 拒絶理由通知書、特許拒絶決定書、又は特許決定書
4. その他、外国特許庁又は国際機関との業務協約を履行するために搬出が必要だと特許庁長が認める書類

②特許庁長は第 1 項各号に基づき、書類を搬出する場合、外国特許庁又は国際機関との業務協約に秘密維持に関する事項が含まれていない場合は該当外国特許庁又は国際機関と秘密維持に関する事項をあらかじめ協議しなければならない。

第 123 条中「第 120 条の 2 第 1 項」を「第 120 条の 3 第 1 項」にする。

別紙第 22 号書式の裏面の載要領第 6 号ナ目中「『特許料等の徴収規則』第 7 条」を「『特許料等の徴収規則』第 7 条及び第 10 条」にする。

別紙第 29 号書式前の表面の【申請区分】欄を次のとおりにする。

【申請区分】

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 特許（登録）証訂正発給 | <input type="checkbox"/> 携帯用特許（登録）証発給 |
| <input type="checkbox"/> 特許（登録）証訂正発給（電子文書） | <input type="checkbox"/> 携帯用特許（登録）証訂正発給 |
| <input type="checkbox"/> 特許（登録）証再発給 | <input type="checkbox"/> 携帯用特許（登録）証再発給 |
| <input type="checkbox"/> 特許（登録）証再発給（電子文書） | <input type="checkbox"/> 登録原簿発給 |
| <input type="checkbox"/> 登録原簿記録事項発給 | <input type="checkbox"/> 資料閲覧 |
| <input type="checkbox"/> 資料コピー | <input type="checkbox"/> 書類謄本（抄本）発給 |

別紙第 29 号書式の裏面の第 1 号の表の申請区分欄を次のとおりにする。

申請区分
携帯用特許（登録）証発給
特許（登録）証訂正発給 特許（登録）証訂正発給（電子文書） 携帯用特許（登録）証訂正発給
特許（登録）証再発給 特許（登録）証再発給（電子発給） 携帯用特許（登録）証再発給
登録原簿発給 登録原簿記録事項発給 資料閲覧 資料コピー 書類謄本（抄本）発給

別紙第 29 号書式の裏面の記載要領第 4 号ナ目(1)を次のとおりにする。

- (1) この欄は登録原簿発給、登録原簿記録事項発給、資料閲覧、資料コピー、又は書類謄本(抄本)発給を申請する場合のみ書きます。

別紙第 29 号書式の裏面の記載要領第 7 号カ目中「特許(登録)証発給、特許(登録)証再発給」を「特許(登録)証再発給、特許(登録)証再発給(電子文書)」にし、同号にラ目を次のとおり新設する。

- ラ. 特許(登録)証訂正発給(電子文書)及び再発給(電子文書)の場合は【電子メール】欄を作って書きます。

[例] 【受領人】
【氏名(名称)】
【電子メール】

別紙第 29 号の 2 書式の表面の【申請区分】欄を次のとおりにする。

【申請区分】

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 外国語特許(登録)証発給 | <input type="checkbox"/> 外国語特許(登録)証再発給 |
| <input type="checkbox"/> 外国語特許(登録)証発給(電子文書) | <input type="checkbox"/> 外国語特許(登録)証再発給(電子文書) |
| <input type="checkbox"/> 携帯用外国語特許(登録)証発給 | <input type="checkbox"/> 携帯用外国語特許(登録)証再発給 |

別紙第 29 号の 2 書式の裏面の第 1 号の表の申請区分欄を次のとおりにする。

申請区分
外国語特許(登録)証発給
外国語特許(登録)証発給(電子文書)
外国語特許(登録)証再発給
外国語特許(登録)証再発給(電子文書)
携帯用外国語特許(登録)証発給
携帯用外国語特許(登録)証再発給

別紙第 29 号の 2 書式の裏面の記載要領第 9 号ダ目を次のとおり新設する。

ダ. 外国語特許(登録)証発給(電子文書)及び再発給(電子文書)の場合は【電子メール】欄を作って書きます。

[例] 【受領人】
【氏名(名称)】
【電子メール】

別紙第 39 号書式の裏面の記載要領第 8 号ナ目を次のとおりにする。

ナ. 【補正(補完、訂正、追加)内容】欄には補正、補完、訂正、又は追加する内容を明確に書きます。必要に応じて「別紙使用」と書き、該当内容を別紙に添付することができます。優先権主張を補正する場合は次の例 1 のように【補正内容】欄の下の行に【変更前】及び【変更後】欄を作り、補正前後の内容を書き、優先権主張を追加する場合は次の例 2 のように【追加内容】欄の下の行に【先出願出願日】、【先出願番号】及び【先出願国家】欄を作り、追加される優先権主張に関する内容を書きます。優先権主張の補正又は追加申請時に優先権書類送達申請をする場合は次の例 3 のように【優先権書類送達】欄を作り、申請意志を書きます。

[例 1] 【補正内容】

【変更前】

【変更後】

[例 2] 【追加内容】

【先出願出願日】

【先出願番号】

【先出願国家】

[例 3] 【補正内容】

【変更前】

【変更後】

【優先権書類送達】申請

別紙第 41 号の 2 書式の裏面の記載要領カ目 1) 以外の部分を次のとおりにする。

カ. 「第 8 記載欄(i)～(v)の各宣言書」欄は次のように書き、氏名と住所、国籍、居住国を書く場合、必ず英文を併記しなければなりません。

別紙第 57 号書式の裏面の記載要領第 11 号ダ目中「『特許料等の徴収規則』第 7 条」を「『特許料等の徴収規則』第 7 条及び第 10 条」にする。

附則

この規則は公布した日から施行する。ただし第 50 条、第 51 条、別紙第 29 号書式及び別紙第 29 号の 2 書式の改正規定は 2018 年 7 月 1 日から施行する。

◇改正理由及び主要内容

外国特許庁又は国際機関と業務協約を履行するための場合は、特許出願又は審査に関する書類を外部に搬出可能にする根拠を作る内容であり、「特許法」改正により、業務協約を履行するために搬出できる書類の種類など、法律で委任された事項とその施行に必要な事項を定める一方、特許権者の利便性向上や発給費用削減のために、特許庁長が特許権者に発給する特許証を書面だけでなく、電子文書でも発給可能にし、国際出願をする者が手数料を納付する場合、手数料納付書を提出せず、特許庁長が付与した納付者番号で手数料を納付することができるように手数料納付手続きを簡素化するなど、現行制度の運営上に現れた一部の問題点を改善・補完するためである。

<産業通商資源部提供>

実用新案法施行規則一部改正令

[施行 2018.5.29][産業通商資源部令第 300 号、2018.5.29 一部改正]

実用新案法施行規則の一部を次のとおり改正する。

第 11 条第 1 項中「法第 19 条第 1 項」を「法第 20 条で準用する『特許法』第 86 条第 1 項」に、「発給」を「発給（電子文書による発給を含む）」にし、同条第 3 項中「法第 19 条第 2 項」を「法第 20 条で準用する『特許法』第 86 条第 2 項」にし、同条第 4 項各号以外の部分中「発給」を「発給（電子文書による発給を含む）」にする。

第 17 条第 1 項中「第 120 条の 6 まで」を「第 120 条の 7 まで」にする。

附則

この規則は公布した日から施行する。ただし、第 11 条の改正規定は 2018 年 7 月 1 日から施行する。

◇改正理由及び主要内容

実用新案権者の利便性向上や実用新案登録証の発給費用削減のために特許庁長が実用新案権者に発給する実用新案登録証を書面だけでなく、電子文書でも発給可能にするためである。＜産業通商資源部提供＞

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令一部改正令（案）の立法予告

1. 改正理由

「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の改正（2018 年 4 月 17 日、法律第 15580 号）により、営業の総合的外観を無断で使う、又は事業提案、入札、公募などの取引の交渉段階で取得した他人のアイデアをその提供目的に反して使う行為を不正競争行為として新設し、その行為が違反であるかどうかを確認するために特許庁長などに行政調査権限を与え、違反行為であると判断した場合は是正勧告を出せるようにしたため、この内容を大統領令に反映するなどして不正競争行為の調査に必要な調査方法など、現行制度の運営過程に現れた一部の問題点を改善・補完するためである。

2. 主要内容

1) 不正競争行為に関する調査方法など手続き規定を新設することで、従来の手続き規定の不十分な部分を補完するためである（案 第1条の3）

(1) 調査官が資料等を調査した結果、違反であるかどうかを確認できない場合、追加で現場を訪問・調査できるようにする。ただし、必ず事前に告知する必要がある。

(2) 調査を実施する公務員が不正競争行為であるかどうかを判断するうえで必要であれば、物の提出や当事者等との出席要求を可能にし、調査不開始の要件を設ける。

2) 調査のために提出された物の保管規定を新設するなど（案 第1条の4）

不正競争行為に該当するかどうかを把握するために当事者等に提出させた物の返還・保管規定を設ける。

3) 是正勧告の内容を明文化する（案 第2条）

是正勧告の方法などに関して勧告理由と是正期限のみを明記したことを、違反行為者の氏名・住所、是正勧告の理由や内容、是正期限等について明記し、必要な場合はその事実を公表できるようにする。

3. 意見提出

この改正案に対し意見がある団体又は個人は2018年6月26日までに統合立法予告センター（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じてオンラインで法令案を確認した後、意見を提出するか、次の内容を記載した意見書を特許庁長宛てにご提出ください。

イ. 立法予告事項に対する賛否（反対の場合はその理由を明記）

ロ. 氏名（法人・団体の場合、その名称と代表者の氏名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※宛先

- 郵便：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 601 号

特許庁産業財産保護政策課（〒）35208

- 電子メール：hwon88@korea.kr

- ファックス：042 - 472 - 1360

4. その他

改正案の詳細については特許庁のホームページ（www.kipo.go.kr）の「立法予告」で確認、又は特許庁産業財産保護政策課（042 - 481 - 5187）までにお問い合わせを。

議案番号：2013689

提案日：2018-05-23

提案者：洪宜洛（共に民主党）議員以外9人

立法予告：2018年5月25日～2018年6月3日

意見提出：

①ソウル市永登浦区議事堂大路1（汝矣島洞）産業通商資源中小ベンチャー企業委員会
(FAX：02-788-3362)

②国会立法予告システム

(http://pal.assembly.go.kr/law/readView.do?lgs1tpaId=PRC_X1D8D0X5Q2A3A1V0A4S1MOK3K6M6U0)

▶ 提案理由及び主要内容

1. 提案理由

最近、社会的問題になっている韓国企業の営業秘密・技術流出の摘発事例が年々増加しており、被害規模も深刻な状態である。特に、営業秘密として管理される技術が海外に流出した場合は、該当企業はもちろん、国家経済に及ぼす被害が甚大であるにも関わらず、最近、韓国企業の主な輸出品の中核秘密技術が海外の競争国に流出することが加速している。

その代表例としては2017年にディスプレイメーカーの役職員が政府支援金などを投資して開発した銀ナノワイヤー製造技術をアメリカの競争企業に流出した後、海外の競争企業に国内法人を売却した事件と、2018年に半導体ウェハー切削に使われるシリコンカーバイドリング製造技術を保有していた企業の研究員が技術の製造図面と運用技術資料を確保した後、日本の半導体部品企業に転職した事件がある。

しかし、現行法では営業秘密を外国で使う、又は外国に流出した者に対する罰則は「10年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金」にとどまり、犯罪防止効果は微々たる水準である。しかも「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」上、「産業技術を外国に流出した者」に対する罰則が「15年以下の懲役又は15億ウォン以下の罰金」であることを比較しても顕著に低い水準であるため、制度的に制裁水準を高める必要がある。

そこで営業秘密を海外に流出した者に対する罰則を「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」の水準に引き上げることで、国家的損失防止と国家競争力強化に寄与するためである。

2. 主要内容

不正な利益を取得するか、営業秘密保有者に損害を与える目的で営業秘密を外国で使う、又は外国で使われることを知り、取得・使用又は無断流出した者に対する罰則を「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」上の罰則水準と同様に 15 年以下の懲役又は 15 億ウォン以下の罰金に処する（案 第 18 条第 1 項）。

新旧対照表

現行	改正（案）
第 18 条(罰則) ①不正な利益を取得するか、営業秘密保有者に損害を与える目的でその営業秘密を外国で使う、又は外国で使われることを知り、取得・使用又は第三者に漏えいした者は <u>10 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金</u> に処する。	第 18 条(罰則) ①----- ----- ----- ----- <u>15 年以下の 懲役</u> --- <u>15 億ウォン以下の罰金</u> -----。

関係機関の動き

2-1 「発明で成し遂げる核心成長、特許による雇用創出」、第 53 回発明の日記念式を開催

韓国特許庁（2018.5.16）

- 「金塔産業勲章」にデチャン社の首席研究員が選定、家電および自動車モジュール分野に関する新技術開発 -
- 「今年の発明王」に LG 化学の研究委員が選定 -
- 安全関連分野の受賞者の割合が高い、計 79 人が受賞 -

韓国特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する第 53 回「発明の日（*）」の記念式が 5 月 16 日（水曜）午前 11 時、ソウル東大門デザインプラザ（DDP）で開催された。

*発明者の士気や国民の発明意識を高めるために、1957 年 5 月 19 日に制定された法定記念日（世界初の測雨器を発明した日（1441 年 5 月 19 日）を記念）

「発明で成し遂げる核心成長、特許による雇用創出」と題した記念式にはキム・ギョファン国会議員をはじめ、発明・特許関連団体長、発明者や生徒・学生など 500 人余りが参加した。

今回の式典では国の産業発展に寄与した発明有功者への産業勲章、産業褒章、大統領表彰など計 78 点の授賞が行われた。

1 等級勲章である金塔産業勲章はデチャン社の首席研究員が受賞の栄に浴した。家電および自動車モジュール技術を開発し、世界市場で技術的優位を獲得した。特に、冷蔵庫に取り付ける製氷機に関する新技術を使い、会社をその分野で世界トップに押し上げるなど、国の技術競争力強化および産業発展に寄与した功績が認められた。

銀塔産業勲章は、優れた特許経営活動を繰り広げ、職員の発明マインド向上および R&D 支援、技術移転の拡大に寄与した韓国電力公社の処長と、世界先進レベルのボイラー技術を開発し、省エネおよびガス安全事故防止に貢献したリンナイコアの常務が受賞した。

東塔産業勲章は、世界初の都心型発電所に適用する CO2 低減および高価物質変換技術を開発し、国の技術競争力強化に寄与した韓国地域暖房公社の首席研究者と、加齢性サルコペニア防止の医薬品を開発し、医療技術の進歩を引っ張った韓国生命工学研究院の責任研究員が受賞した。

今回の記念式では新技術の研究開発および技術革新により、1 年間国の産業発展に寄与し、科学技術界に手本となった発明者に与えられる「今年の発明王」への表彰式も行われた。

「今年の発明王」には、LG 化学の研究委員が選ばれた。さまざまな光学機器や照明機器に活用できる粘着剤組成物を開発し、ディスプレイ産業における新素材技術の確保に寄与したことが高い評価を受けた。

今年は発明品も展示した。特に、世宗大王即位 600 周年を迎え、世宗大王の愛民精神に思いを馳せるために受賞者の発明品の展示と「世界を美しくする暖かい発明」をテーマにした特別展示が同時に行われた。

受賞者の発明品の展示では、安全、健康、環境などの懸案問題に関する発明品が多数を占める。安全関連では消化弾を搭載した火災用ドローン、構造物の異常を事前に感知できる建物の変形計測装置などが、健康分野では加齢性サルコペニアの予防や治療可能な医薬品が、環境分野では海洋に流出した油を除去することができる「ナノ油ランディングネット」が展示され、観覧客の注目を集めた。

特別展示では、韓国機械研究院の「下半身が動かない人のための義足ロボット」、ATラボの「低視力者向けの読書アプリ」などの身体機能を補助する発明品が展示された。特に、オンラインイベントで選ばれた「ちびっこ発明王」（小学5年生）のバドミントンラケットは、腰を曲げると痛みを感じる高齢者のために発明されたものであるため、「暖かい発明」という展示のテーマを鮮明に伝えられたと評価された。

今年で53回目を迎えた発明の日の記念式は、これまで頻繁に登場していた「科学技術者」、「先端技術」などのキーワードにこだわらないことで、従来の記念式との差別化を図った。その代わりに「誰でも」発明することができ、「皆」がそのメリットを享受できるということに焦点を当て、発明は私たちの生活に身近な存在というメッセージを発信した。

さらに、政府は発明・特許をしっかりと保護することで革新成長を完成するとともに、公正な競争を促進するよう努力すると約束し、発明者を励ました。

2-2 海外知的財産権の獲得や活用戦略が一目で分かる

韓国特許庁（2018.5.17）

- 特許庁、中小・ベンチャー企業向けの国際出願に関する説明会を開催 -

韓国特許庁は、中小・ベンチャー企業の知的財産権担当者、一般人、弁理士業界の従事者を対象に、海外知的財産権の出願や保護など、認識向上に向けた国際出願に関する説明会を5月30日（水曜）午後2時、韓国知識財産センター（ソウル駅三洞）で開催する。

今回の説明会では、海外進出を希望する中小企業の知財権担当者などの実務者が、国際出願に対する理解の幅を広げ、海外知的財産権の取得や紛争への対応が可能になるよう、関連手続の紹介と情報を提供する計画である。

特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の理解と活用戦略、マドリッド議定書に基づく国際出願制度と保護戦略、ハーグ協定に基づく国際出願制度と主要国の出願戦略、海外での知財権紛争防止および対応要領などに関してその分野の専門家が主題発表を行い、その後、質疑応答も実施する。

また、特許・商標・デザイン国際出願に関する「戦略」と「海外での知財権紛争対応要領」についても説明するため、これまで知財権の国際出願に関する理解や情報不足により、海外知的財産権の出願、取得、紛争対応などに頭を抱えている中小・ベンチャー企業に実質的に役立つとみられる。

特許庁情報支援局の局長は「韓国企業がグローバル市場で競争力を備えるためには、知的財産権の確保や活用戦略が重要だ」と強調し、「これからは海外知的財産権の獲得が企業の成長促進、雇用創出などを牽引するシステム構築を支援する」と明らかにした。

説明会への参加申込など、具体的事項については、特許庁のホームページ (www.kipo.go.kr) を参考にし、お問い合わせは特許庁の国際出願課 (042-481-5209) まで。

2-3 ガラッと変わる知的財産権取引市場、IP 専門回収支援機関を設ける

電子新聞 (2018. 5. 23)

知的財産権 (IP) の売却やライセンス、収益化のための専門回収支援機関が設けられる。

韓国政府が 23 日に発表した「動産担保融資活性化推進計画」には、技術を基盤とする企業における核心的な成長エンジンである IP 担保融資関連市場の体質を画期的に改善することができる案が盛り込まれた。中小企業と銀行、IP 需要者を結び付け、投資と回収がスムーズに行われる見通しである。

専門回収支援機関は IP 価値評価を行い、収益化も図る。中小企業が銀行に IP 担保融資を申請すると、銀行は回収支援機関に IP 価値評価を要請する。また、融資を受けた企業が返済困難になった場合、回収支援機関は銀行から IP を買い取り、ライセンス、再販売などにより収益を生み出す。現在、政府の支援で回収損失を補てんする案も検討している。

特許庁は特許管理専門会社 (NPE) などを回収支援機関に指定することを検討している。政府予算で支援することも検討している。

ベンチャーキャピタル (VC) がベンチャーファンドを介して IP を買い取ることも可能となる。VC は母胎ファンドの特許アカウントから出資を受けて特許関連ファンドを運用するが、現行法令では権利能力がある法人のみ特許権者になることができると定めているため、これまでは IP を買い取るためには別途で特定目的法人 (SPC) を設立する必要があった。

ファンドではなく、別途の SPC を設立して特許を買い取るため、税金を重複して納付する問題などが発生した。VC 業界の関係者は「これまでファンドが直接 IP を買い取ることができず、税金問題だけでなく、需要者の立場でも収益を生みにくい問題もあった」と述べた。

中小企業が IP を認められることも容易になる。IP が担保資産として認められるためには IP の価値評価が欠かせない。しかし、IP 価値評価には 1 件当たり 500 万ウォンも必要とされるため、銀行は IP 評価よりは 1 件当たり 40 万～70 万ウォンの一般技術評価を好んでいる。このような負担を軽減するために、政府予算を投入して銀行の IP 評価費用の半分を支援することにした。

支援の範囲も海外特許まで拡大することにした。また、IP 価値評価を行う機関も企業銀行、信用保証基金、市中銀行、個人信用調査機関 (credit bureau) などに拡大する。

銀行の IP 担保融資への参加を促すための独立指標も導入し、来年の上半期から評価に適用する。

特許庁の関係者は「6 月末までに IP 金融活性化に向けた道筋を示し、無体物動産担保の活性化案を積極的に推進したい」とし、「2022 年までの長期計画を策定する」と明らかにした。

2-4 特許、棚卸資産などを担保に融資を

電子新聞 (2018. 5. 23)

- 動産担保融資を 2020 年までに 50 倍に拡大 -

今後、特許などの知的財産権、機械設備、完成品・半製品などの棚卸資産、農畜水産物などを担保にして融資を受けることが可能になる。

2022 年までに動産担保市場を現在の 30 倍以上である 6 兆ウォン規模に拡大する。モノのインターネット (IoT)、ビッグデータなどの新技術を事後管理に適用することで、IoT 専門業者といった関連サービス産業の新事業領域を追加で発掘することも容易になる。

金融委員会の崔鍾球 (チェ・ジョング) 委員長は 23 日、京畿道シファ工業団地にある機械取引所を訪問し、中小企業家との現場懇談会を開き、このような内容の「動産金融活性化推進戦略」を発表した。

金融委員会は中小企業であれば、企業が保有している機械設備、棚卸資産、農畜水産物、売上債権、知的財産権などの動産を担保資産として認められるように、事後管理のインフラ構築に徹することにした。

動産は不動産と異なり、相場を推定することが難しく、権利関係も不明である。このような問題を解決するために IoT 資産管理システムを導入し、担保の状態をリアルタイムで管理する。IoT ベースのワイヤレス端末を担保（動産）に取り付けて中央管制センターに担保関連の情報を送り、管制センターは担保の移動や毀損の有無についての情報を銀行に提供する。

今年中に企業銀行、信用保証基金による融資・保証に動産担保融資を試験的に適用し、来年までに全銀行へ拡大することを目指す。融資を受けた企業の営業活動をリアルタイムで確認できるビッグデータ・モニタリングサービスも導入する。機械、棚卸資産など、担保の特性に合った端末や情報の送受信システムの開発など、新産業分野の発掘も期待できるだろう。

崔委員長はこの日、機械取引所を訪問し、IoT による担保管理の実態を確認した。金融委は今後 5 年間、約 3 万社が動産担保融資を利用すると見通している。

各銀行の動産担保融資に関する標準内規も見直される。あらゆる業種で動産担保融資を認め、最低信用格付は廃止する。商品の範囲も購入資金や施設資金など、すべての融資商品に拡大する。完成品や半製品も担保可能資産として認められる。

例えば、衣類流通業者であれば完成された既製服やアクセサリ、ドラマ制作会社であれば放送機器やスタジオ設備などを担保にして資金調達することができる。既に融資を受けた企業も動産を担保に優遇金利を受けることもできる。

動産担保融資利用企業向けの追加政策金融も 3 年間、計 1 兆 5,000 億ウォン規模で提供することにした。企業銀行は機械設備優遇融資と棚卸資産優遇融資をそれぞれ 8,000 億ウォン、2,000 億ウォン規模で新規に設け、信用保証基金は 5,000 億ウォン規模の動産担保融資と連携した特例保証を導入する。

また、年間 2,000 億ウォン規模の特別 on-lending 融資も導入される。on-lending 融資とは産業銀行が市中銀行に低金利で資金を融資し、市中銀行がそれをまた融資する間接融資制度である。

知的財産権、売上債権など、実物のない無体物動産担保の活性化に向けた支援も充実させる。IP 価値評価費用を支援し、評価に対する負担軽減を図り、IP 担保融資の実績を独立指標として反映し、銀行の参加を促す。

崔委員長は「動産は不動産とは異なり、いずれの企業も保有しているため、スタートアップや初期段階の中小企業にとっては有用な資金調達的手段になり得る」とし、「3年以内に15倍、5年以内に30倍に拡大することが目標」と述べた。

2-5 韓国政府、開放型革新エコシステムづくりに向けた「2018年度第1回公共技術移転ロードショー」を開催

韓国特許庁 (2018. 5. 23)

韓国では科学技術情報通信部 (以下、科技情通部)、産業通商資源部 (以下、産業部)、国土交通部 (以下、国土部)、海洋水産部 (以下、海水部)、中小・ベンチャー企業部 (以下、中企部)、特許庁による「2018年度第1回公共技術移転ロードショー」(以下、ロードショー)が5月24日(木曜)、エルタワー(ソウル良才洞)で開催される。

韓国政府は「人中心の経済」政策の下、起業・中小企業・ベンチャー企業と第4次産業革命を成長エンジンとし、「革新的な起業や新産業が生まれる、活力溢れる経済」を作る、いわゆる「開放型革新成長戦略」を進めている。

そのため、R&Dの生産性向上および科学技術ベースのサービス・雇用創出のためにR&D連動産業である「研究産業」の革新成長を推進している。

また、市場データベースの課題選定、民間投資との連携やオープンイノベーションの活性化などを骨子とする「中小企業R&D革新案」、戦略的な新産業育成や開放型R&D強化などを推進する「産業技術R&D制度の革新案」を設け、中小企業の技術競争力確保や技術革新成長支援を強化する。

さらに、大学・公共研究機関が特許を革新的に管理することで、優秀技術が企業に移転・活用され、ひいては質の良い雇用が生まれるよう、多様な政策を打ち出している。

政府の開放型革新成長政策の実現を後押しするためには、政府のR&D投資によって創出された公共優秀技術の中小企業への移転・事業化が欠かせないため、今回のロードショーでは各部処が協業し、研究者と需要企業が話し合う場が設けられた。

今年からは研究産業の企業が参加して技術移転・事業化の生産性向上および新市場創出を支援するだけでなく、これまで大学・出損（研）などで開発した優秀な韓国製研究機器も展示されるなど、例年より充実した内容となる見通しである。

2013年度に始まったロードショーは年々協業部処が増えている。（*）また、紹介される技術も企業の需要に合わせて発掘され、技術と企業のマッチング率が上がっており、名実共に公共技術移転の場として定着している。

*2013年2庁（中小企業庁、特許庁）→2016年2部2庁（科技情報通信部、産業部、中小企業庁、特許庁）→2017年5部1庁（科技情報通信部、産業部、国土部、海水部、中企部、特許庁）

イベントの第1部では、手術用ロボット、ディスプレイ装置などを生産する中小企業として「ワールドクラスの300企業」（2016年）に選ばれた未来カンパニー社の代表が「公共技術で切り開く未来のエコシステムづくりの事例」というテーマで基調講演を行う。

続いて大学などの公共研究機関の優秀な研究成果の移転を受けて事業化に成功した企業の事例も紹介し、産学研の協力による革新成長の優れたモデルを提示する。

メインイベントである第2部では、優秀な公共研究成果の技術移転相談会、中小・中堅企業が抱える技術関連の問題解消、投資誘致支援および特許支援などに向けた技術交流会と投資誘致商談会が行われる予定である。

イベントに参加する研究産業の企業は41の大学および19の公共研究機関で発掘した372件の優秀な研究成果と企業をつなげる架け橋の役割を担うとみられ、企業・研究産業の企業・大学・公共（研）間の交流による潜在的なビジネスパートナー関係を形成することで、R&Dの需要と供給が共存し、協業する開放型革新エコシステムが作られると期待できる。

また、ロードショーで企業とマッチングした研究成果が死蔵されないよう、各部処でさまざまな支援事業を展開し連携する予定である。

さらに、優秀な研究成果だけでなく、「マイクロバキュームプローブステーション」、「原子顕微鏡」など、優れた韓国製研究機器も展示し、韓国製研究機器の優秀性を発信する。

韓国政府は、ロードショーが企業と大学・公共研究機関が協業する開放型革新エコシステムづくりの場として定着できるように支援を続けるとともに、ロードショーが革新成長に貢献する起業や雇用創出につながり、国民が実感できる成果を出せるよう政策的な努力を惜しまない」と明らかにした。

2-6 特許庁、ニューラルネットワークによる機械翻訳を導入

韓国特許庁 (2018. 5. 23)

- 特許庁と世界知的所有権機関、ニューラルネットワークによる機械翻訳を無償で技術移転することで合意 -

韓国特許庁は5月22日・23日の2日間にわたってスイスのジュネーブで開かれた世界知的所有権機関 (WIPO、World Intellectual Property Organization) との機械化協働会議でニューラルネットワークによる機械翻訳 (NMT、Neural Machine Translation) の技術移転などについて協力することで合意した。

*世界知的所有権機関 (WIPO) は2016年9月からニューラルネットワークによる機械翻訳を導入し、10の国際公開言語 (PCT 言語) に対して翻訳サービスを提供している

2016年度下半期から機械翻訳の分野にも人工知能手法を適用し、翻訳品質が向上した。これを受けて特許庁はNMTの導入を検討し、その一環として特許翻訳に特化したWIPOのNMTを導入することを決めた。

*現在、特許庁はルールベース機械翻訳 (Rule Based Machine Translation、RBMT) の方式で英韓、韓英、中韓、一般機械翻訳を審査官、調査員、国民に提供している

今回のWIPOとの協力を契機に特許庁はNMTシステムの技術やノウハウを伝授される。これにより、特許庁は独自の翻訳システムを運用し、両機関の機械翻訳の品質評価の結果と学習データ (コーパス、Corpus) を交換することで、機械翻訳の品質を向上させることができる見込まれる。

WIPOから導入するNMTは、まず海外のユーザーが韓国の審査情報を照会することができるように、審査情報検索システムであるOPDとK-PIONを通じて提供される予定であり、今後特許庁はこうしたノウハウをもとに他の翻訳サービスへと拡大する予定である。

* OPD と K-PION は特許審査情報共有システムであり、OPD は特許分野の先進 5 カ国 (IP5 : 日米欧中韓) が使い、K-PION は他の国が使う

特許庁 (KIPO、Korean Intellectual Property Office) と WIPO は、今後 2 年間の両機関の機械化協力計画である「KIPO - WIPO の PCT (*) 機械化協力計画 (2018-2019)」にも合意した。

*Patent Cooperation Treaty、特許協力条約

これにより、PCT 出願時に PCT 電子出願システム (ePCT) で作成した出願書をオンラインで特許庁 (特許路) に直ちに提出することができるよう、システムを改善するなど、出願人の利便性を高めると同時に、PCT 文書の電子伝送システムを改善し、両機関間の郵便発送や書類の電子化のコスト削減、文書の転送にかかる時間の短縮など、行政処理の効率向上を図る予定ある。

韓国特許庁情報顧客支援局の局長は「今回の会議ではニューラルネットワークによる機械翻訳と PCT 電子出願サービスを中心とする協力策を講じたが、特許庁は今後、AI および ICT に関する協力課題をさらに発掘し、特許情報利用者に役立つ特許行政構築に取り組んでいきたい」と述べた。

2-7 特許庁、特許顧客とコミュニケーションするための中小・中堅企業懇談会を開催

韓国特許庁 (2018. 5. 23)

韓国特許庁は 23 日 (水曜) 午後 3 時、特許庁ソウル事務所で韓国知識財産協会と共同で、中小・中堅企業との懇談会を開くと明らかにした。

今回の懇談会は特許行政サービス向上に向け、現場の声を聞くために開かれた。

特許庁は今回の懇談会を通じて、最近の知的財産権の動向や今年特許庁が推進する主要政策などを共有すると同時に、企業で知的財産業務を行う関係者が抱える悩みや提案を確認し、その解決策について議論を深める予定である。

特許庁は特許顧客とコミュニケーションを行うことで、顧客のニーズを特許顧客サービスに反映し、特許行政サービスの質的向上を継続的に推進するために、毎年、顧客との懇談会を開催 (*) している。

*2018年に開催した懇談会：大企業との懇談会（2018年2月7日）、公共研究機関との懇談会（3月20日）、個人との懇談会（4月3日）

これまで特許庁は顧客との懇談会を通じて、中小・ベンチャー企業などの特許維持費用の負担を軽減するために、年金の減免期間や比率を拡大（*）し、出願件数が多い出願者にインセンティブを与える「特許成長リワード制度」を導入するなど、顧客からの意見を踏まえ、特許行政サービスを向上させている。

*（従来）4～9年目の年金登録料30%減免→（改善）4～20年目の年金登録料50%減免

特許庁情報顧客政策課の課長は「今後も現場の問題点を解消できる政策を積極的に発掘し、顧客中心の特許行政サービスを提供するために努力していきたい」と明らかにした。

2-8 革新成長エンジン、特許ビッグデータで裏付ける

韓国特許庁（2018.5.28）

- 特許庁・科学技術情報通信部「革新成長エンジンの特許支援計画」を発表 -

〈核心内容〉

1. 革新成長エンジンの全周期管理に向けた「特許ビッグデータ支援体系構築」

革新成長エンジン選定 - 計画 - 評価 - 調整時に特許ビッグデータ分析の結果（*）を活用

*各分野の特許成果、特許競争力、技術の成長周期など

2. 革新成長エンジン市場を先取りするための「特許戦略支援拡大」

優秀な特許創出のために IP - R&D（特許連携研究開発）戦略事業を集中的に支援

大型 R&D 事業団の IP 専門向上に向けた特許専任官（CPO）を導入

標準特許確保のための R&D - 標準 - 特許連携戦略を拡大

早期に核心特許を確保するために優先審査を支援（一般 16.4 カ月→優先 5.7 カ月）

特許ポートフォリオ構築のための保有特許診断事業を支援

3. 革新成長エンジン分野「特許成果の効率的な管理基盤構築」

特許分類（世界的に通用）と連携し、より精巧な新技術分類体系を構築

体系的な成果管理のための R&D と特許・論文成果の整合性検証を強化

「量」より「質」を評価するために特許の専門家による定性評価を拡大

韓国政府は5月28日(月曜)に開催された「第14回未来成長エンジン特別委員会(*)」で革新成長を後押しするための「革新成長エンジンの特許支援計画」を審議・確定した。

*政府レベルの未来成長エンジン政策の総括審議機構であり、科技技術情報通信部・産業資源部など10の部処(室長級)と産学研の民間専門家(9人)からなる(計20人前後)

同計画は第4次産業革命時代を迎え、「お金になる強い特許」を先取りすることができるよう、革新成長エンジンに最適化された特許観点のR&D支援体系を構築することである。

そのため、科学技術情報通信部と特許庁は、①特許ビッグデータ支援体系の構築、②特許戦略支援の拡大、③特許成果の効率的な管理基盤の構築という3大政策課題を設け、共同で推進する計画ある。具体的な内容は以下のとおりである。

【①革新成長エンジンの全周期管理に向けた特許ビッグデータ支援体系の構築】

まず、計画策定 - 特定の評価 - 分野調整 - 新規発掘につながる革新成長エンジン全周期管理のために各段階で特許ビッグデータを分析し、必要な情報を提供する。既存の専門家による主観的な評価方式から脱し、今後は客観的な特許ビッグデータ分析を積極的に活用し、事業管理の効率性を高める。

(計画策定) 特許観点の技術別有望性と韓国の特許競争力を分析し、R&D投資優先分野など、政府のR&D投資戦略に活用

(特定の評価) R&D結果として提出された特許成果の質的・活用の現状を、毎年分野別に比較・分析し、特定の評価時に活用

(分野調整) 特許観点の商用化段階、先導国との技術格差などを分析し、卒業/民間主導への切り替えなどの分野調整に活用

(新規発掘) 候補課題の特許競争力、技術拡散の時期などを予測し、新規課題を発掘

【②革新成長エンジンの優秀な特許創出に向けた特許戦略支援の拡大】

革新成長エンジンの特許競争力向上のために、特許戦略支援を拡大する予定である。

まず、お金になる強い特許を作るために、革新成長エンジン分野の早期商用化課題（＊）を中心に、IP - R&D（特許連係研究開発）戦略（＊＊）事業を集中的に支援する（2021年までに年間110件の課題を支援）

＊自動運転、ビッグデータ、カスタマイズヘルスケア、スマートシティ、AR/VR、再生可能エネルギー、知能型ロボット、ドローンの8分野

＊＊ R&D 初期から特許ビッグデータを活用して最適な技術開発の方向を提示し、空白技術に対する優秀な特許を先取りするように支援する R&D 戦略

次に、事業団の IP 専門性を高めるために、早期商用化分野の革新成長エンジン事業団に特許専任官（CPO、＊）を試験的に導入した後、全体事業団へと拡大する。

＊ IP - R&D の専門家であり、事業団の特許創出・活用を総括する責任者

さらに、モノのインターネットなどの国際標準化が有望な技術について、R&D の段階から標準化と特許を連携する標準特許戦略支援事業にも集中する予定である（2021年までに年間48件の課題を支援）

特に、革新成長エンジン分野の特許については優先審査を実施し、権利獲得にかかる期間も短くする予定である（平均16.4か月から→5.7か月へと）

また、各革新成長エンジン事業団でテックツリー（Tech-Tree）を構築して保有特許を診断した後、特許ポートフォリオの構築や放棄などの等級別管理戦略も提供する計画である。

【③革新成長エンジン分野における特許成果の効率的な管理基盤の構築】

革新成長エンジン分野における特許成果を効率的に管理するために、新技術分類体系の構築、R&D と特許・論文の成果の整合性の検証強化、特許専門家による定性評価拡大などを推進する。

まず、世界的に通用する特許分類体系と融合し、より精巧な新技術分類体系を構築する。
これにより、事業推進や成果管理の効率性向上を図る。

次に、R&D 各段階の結果（課題企画書、中間報告書など）にも新技術分類を付与し、R
&D と特許・論文の成果の整合性の検証も強化する計画である。

さらに、R&D の成果も特許出願件数などの量的評価の代わりに特許専門家による定性評
価を拡大して、質的評価へと切り替える予定である。このために特許庁の特許審査官（*）
などの技術分野別の専門家の評価プールも構築する計画である。

*特許審査官の構成（2018年1月時点）：博士（359人、43%）、修士（56人、7%）

【今回の支援計画の意義】

特許庁産業財産政策局の局長は「従来の特許戦略支援事業とは異なり、今回の計画は革
新成長エンジンを育成するために、企画から評価までの R&D 全周期にわたって集中的に
支援することが特徴である」とし、「今後も良い成果を出す特許戦略支援事業を、国家 R
&D の全般に拡大して総合的に支援していきたい」と述べた。

2-9 知的財産（IP）情報サービスと IP 金融が一堂に集まる

韓国特許庁（2018.5.28）

- 「第8回知的財産情報サービス SHOW&FAIR」を開催 -

韓国特許庁は5月30日（水曜）、ソウル江南区にある韓国科学技術会館の国際会議場で、
国内有数の知的財産情報サービス業者とユーザーを対象にする「知的財産情報サービス
SHOW&FAIR」を開催する。

今回の行事は特許庁が主催し、韓国知識財産サービス協会、韓国特許情報院、知識財産
情報ユーザーフォーラムが共同主催する。会場では展示ブースの観覧や基調講演、企業
のサービス紹介・事例発表を聞くことができ、企業の商品や最新の IP 情報トレンドを把
握することもできる。

「IP 金融活性化のための効果的な IP 情報サービス活用」をテーマに開かれる今回の行
事では、韓国発明振興会の室長が「IP 金融の現状と展望」について紹介し、アイデアブ
リッジ資産運用の本部長が「IP 金融の実例と IP 情報サービスの活用」について発表す
る予定である。

企業の事例発表では人工知能、検索エンジン、特許の価値評価、訴訟情報に基づいた企業分析などの企業が自社のサービス商品や IP 金融に関する最新情報について紹介する予定である。

また、参加者は知的財産情報サービス企業が運営する展示ブースで最新のサービス商品に対する説明や希望するサービスに関するコンサルティングも受けることができる。

この行事は午後 1 時 20 分から開催され、午前 11 時からは参加企業がブースで行う展示・デモンストレーションも楽しむことができる。

参加費は無料であり、詳細については、韓国知識財産サービス協会のウェブサイト (www.kaips.or.kr) を確認すれば良い。

特許庁情報顧客支援局の局長は「この行事は韓国の知的財産情報サービスと IP 金融の現状や展望を一目で確認できる絶好のチャンスである」とし、「多くの方々が参加し、必要な情報を共有できるコミュニケーションの場になることを期待している」と述べた。

2-10 中小・ベンチャー企業を中心とする新しい IP 金融モデル、特許共済制度の推進に拍車をかける

韓国特許庁 (2018. 5. 28)

- 特許庁、2019 年から特許共済事業の運営を本格化 -

韓国特許庁は来年から中小・ベンチャー企業を中心とする「特許共済制度」を運営し、民間中心の IP 金融支援システムを確立すると明らかにした。

特許共済とは、企業間の相互扶助に基づき、共済加入者の納付金を財源にして運営する方式を意味する。共済加入者は海外出願、国内外の審判・訴訟などの発生時に共済組合からお金を借り、後で分割返済することができる。

* 共済に加入した企業が納める小額の月別掛金には一定の金利が付き、元利金は共済契約を解約すると、一時金で支給される。

特許紛争や海外出願などで発生する費用は、これまで韓国企業の輸出や新産業の進出を妨げる足かせとなっていた。特に、中小企業やスタートアップは費用負担 (*)、専門人材不足などにより、知的財産紛争に対する効率的対応は難しいのが現状であった。

*訴訟費用/損害賠償金：(韓国) 2億ウォン/5億9千万ウォン、(米国) 200万ドル/200万ドル

また、従来の政府支援事業は支援対象の選定基準が厳しいうえ、手続きが複雑になっているため、緊急需要に即時対応することが困難であると指摘されてきた。

特許庁は特許共済制度を導入し、特許などの知的財産に必要な費用を「先に貸与し、後で分割返済する」方式で支援することで、政府支援を受けることができない、又は支援が不十分(*)である場合の代案を示すとともに、政策手段の多様化による中小企業の選択肢の拡大を図っていく予定である。

*2017年度特許庁の予算のうち、中小・中堅企業への支援金は約550億ウォン、恩恵を受けた企業数は約3,100社(中小・中堅企業数の0.6%に過ぎない)

特許庁は発明振興法改正案の施行(2018年5月29日)に合わせて同法施行令を改正し、今年末までに特許共済推進団を中心にして予算・法令・運営組織などの事業施行基盤を整える計画である。

資金貸与以外にも、IP相談センターを運営して専門人材不足に悩む中小企業が抱える知的財産権関連の問題解消にも迅速に対応できるように後押しする。

特許庁産業財産政策局の局長は「革新成長のためには中小・ベンチャー企業の中核資産である創造的なアイデアや新技術を保護し、事業化につながるようにサポートすることが重要である」とし、「第4次産業革命時代を迎え、特許共済が中小・ベンチャー企業における代表的な『知的財産支援プラットフォーム』として定着できるように綿密に準備していきたい」と述べた。

2-1-1 ベトナムの知的財産韓流、政府間協力で保護

韓国特許庁 (2018. 5. 29)

- 特許庁、ベトナム3大知的財産権の政府機関と覚書を締結 -

韓国特許庁は5月29日(火曜)午前10時、仁川松島にある慶源齋アンバサダーホテルでベトナムの特許庁、市場管理総局、密輸防止局と「知的財産権協力と保護に関する覚書」を交わした。

覚書を交わす会場には韓国特許庁の次長をはじめ、ベトナム機関の次長級（*）が出席し、韓国 - ベトナム間の知的財産権協力に関する3つの覚書に署名した。

*ベトナムの特許庁次長、市場管理総局の次長、密輸防止調査局の副局長

ベトナムで模倣品取締などの知的財産権の執行業務を行う市場管理総局と密輸防止調査局とは「知的財産権の保護や執行強化に向けた覚書」をそれぞれ交わした。この覚書にはベトナムの知財権取締機関と韓国特許庁が共に「IP保護協議会」を立ち上げて定期的に運営し、模倣品関連情報などの知財権取締情報を常時交換することができるホットラインを設置するという内容が盛り込まれた。

韓国とベトナムの特許庁は、「特許審査ハイウェイ」の実施と特許行政情報化協力に関する内容を盛り込んだ「戦略的知財権行政に関する覚書」を交わした。特許審査ハイウェイ制度とは、ある国で「特許可能」なものと評価された出願について、他の国の特許庁がその特許審査結果を活用して、迅速に処理する制度を意味する。この制度が施行されれば、韓国企業の特許については韓国特許庁の審査結果を活用し、ベトナムで迅速に登録可能になる。両機関は準備作業を経て2019年6月1日からこの制度を施行することで合意した。

今回の覚書締結の意味について、特許庁次長は「今回の覚書締結は新南方政策の中核国家であるベトナムとの知的財産権協力が一歩前進したことを意味する」と評価し、「ベトナムで韓国企業が知的財産権を取得し、その権利保護に大きく役立つだろう」と説明した。

2-12 公益弁理士特許相談センターの支援対象を拡大

韓国特許庁 (2018. 5. 31)

- 若手起業者、一人親家庭、多文化家族まで対応 -

韓国特許庁は公益弁理士特許相談センターが無料で行う弁理士サービスの支援対象を、若手起業者および起業準備者、一人親家庭、多文化家族（国際結婚家庭）まで拡大するという内容の「発明振興法施行令」が国務会議で成立したと発表した。

今回、新規追加された若手起業者および起業準備者、一人親家庭、多文化家族は、社会的・経済的支援が必要であるため、中小企業創業支援法、一人親家庭支援法、多文化家族支援法により保護を受ける階層である。

公益弁理士特許相談センターは、中小企業、国民基礎生活受給者、障害者、児童・生徒・学生、零細発明者、国家有功者などを対象にし、産業財産権相談、出願書類作成支援、審判・訴訟代理サービスなどを提供する機関であり、センターに属する12人の弁理士が無料支援を行っている。

昨年は審判・審決取消訴訟の直接代理120件、書類作成支援383件、相談12,350件などの支援を行い、今年は支援対象の拡大に伴い、支援件数がさらに増える見通しである。

特許庁関係者は、「若手起業者、一人親家庭、多文化家族による産業財産権の創出・保護を支援することで、産業財産権分野における社会的な公平性が高まると見込んでおり、今回、新規追加された支援対象者が大きな支援を受けられるよう、支援政策の関連部処である中小・ベンチャー企業部、女性家族部などとの協力に力を入れていきたい」と述べた。

公益弁理士特許相談センターによる無料支援を希望する支援対象者は、韓国知識財産保護院（02-6006-4300）までお問い合わせを。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 中小企業が被る技術奪取を根絶

電子新聞（2018.5.16）

- 韓国政府が告発機関を拡大、特許庁内の専門組織などを検討 -

中小企業が技術を奪取される被害を根絶するために、特許庁内への専門機関の導入、下請法・公正取引法上の告発機関の拡大、知的財産刑事事件の管轄集中制度の導入などを進める。

中小ベンチャー企業部は16日、龍山区にあるソウル創造経済革新センターで「中小企業の技術奪取の根絶に向けたタスクフォース（TF）」会議を開き、こうした内容について議論した。TFは中小ベンチャー企業部、産業通商資源部、大検察庁、公正取引委員会、警察庁、特許庁などの関係機関からなる。

会議では、今年2月に発表された「技術奪取根絶対策」の後続措置の進み具合を点検し、各機関の計画履行状況や対策を共有するために開かれた。

TFは技術奪取事件の解決に長時間かかる問題に注目した。主な原因として「技術奪取の有無に関する判定」が難しいことを挙げ、解決策として判定に役立つ専門機関や組織を特許庁に設ける案について議論した。特許庁は特許や営業秘密などの知的財産紛争関連の専門人材やノウハウを持っている。

また、技術奪取事件に関する裁判所の専門性向上や迅速な紛争解決に向けた「管轄集中制度」を知的財産刑事事件に導入する案についても議論した。管轄集中制度とは、特許法院の専門性を向上させるために特許権など侵害訴訟（民事本案事件）を高等裁判所所在地の地方裁判所が管轄する制度である。

特許権など侵害訴訟の控訴審は、合意・単独事件とも特許法院が管轄し、訴訟の遅延や非効率問題などを解消した。民事事件だけでなく、刑事事件にもこの制度を導入するということである。

さらに、下請法と公正取引法上の告発機関を検察総長から捜査機関にまで拡大する案についても議論した。

会議に出席した中企部長官と関係機関の室長・局長らTFのメンバーは、技術奪取根絶対策を徹底的に履行するために、政策を執行する現場で発生する問題点を発掘・改善することで合意した。今後、さまざまな分野の専門家から意見聴取を行い、公論化のプロセスを踏み、具体策を打ち出す予定である。

中企部長官は「技術奪取は犯罪行為であるため、関係機関が一丸となって開放型革新エコシステムづくりに取り組まなければならない」と訴えた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 ライセンシングで東南アジア進出を図る、KOTRA ライセンシング・ミッションを派遣

電子新聞（2018.5.23）

韓国の中小・中堅企業がライセンスに基づき、海外進出を図る初の海外事業が開始された。

KOTRAは23日、タイのバンコクに「東南アジアライセンス・ミッション」を派遣したと明らかにした。

ライセンスとは、商標登録された財産権を持つ個人又は団体が、他人から対価を受けてその財産権を使用できるように商業的権利を付与する契約のことであり、使用許諾契約とも呼ばれる。最近、サービス産業が海外に進出する手段として注目が集まっている。

今回のミッションには教育サービス（eラーニング、出版、塾）、フランチャイズ（外食、美容サービス）、その他の著作権・知的財産権分野の韓国の中小・中堅企業 32 社が参加した。韓国著作権委員会、韓国フランチャイズ産業協会、韓国エデュテック産業協会が共同主管した。

韓国とタイの国交正常化 60 周年を迎え、タイの教育部私立教育委員会室、タイ中小企業フランチャイズ貿易協会、タイアニメーションおよびコンピュータグラフィックス協会も現地の共同主管会社として参加した。

22 日に開かれたセミナーで、タイを中心とした東南アジア市場の現状に関する詳細な分析が行われた。

韓国エデュテック産業協会イ・グァンセ理事は「タイの消費者の支出に占める教育分野の割合は、全体の所得の 1.4%（35.7 億ドル）に過ぎないが、所得水準が高い中間層以上では 50%に迫る」としてタイの教育市場の成長を見込んだ。

韓国フランチャイズ産業協会イ・ジョンマンチーム長は「タイに進出しているフランチャイズの中ではデザートカフェ分野の進出が活発になっており、若い世代の消費が主要層となる美容サービス分野が有望だろう」と予測した。

Big C Supercenter、Central Pattana など、タイの大企業が参加し、韓国のフランチャイズ企業とパートナー相談も行った。マンツーマン商談会にも Kinoknuniya Bookstore、Vitalglow Center at Navamin 9 Hospital、MCOT など、出版、病院、オンラインコンテンツ分野のタイの主要企業、計 100 社が参加した。

KOTRA キム・ドゥヨン革新成長本部長は「知的財産権・著作権ベースのライセンスは、韓国の中小・中堅企業における高度な海外進出を図る重要な手段」とし、「韓流と新南方政策により、交流が活発になる可能性が高い東南アジア地域でライセンスを活用した現地進出を果たすことを期待している」と述べた。

4-2 PM2.5 が深刻化するなか、デザイン競争が激しい

韓国特許庁 (2018. 5. 24)

- 空気清浄機などの PM2.5 関連製品のデザイン出願が急増 -

天候や季節を問わず、頻繁に黄砂や高濃度の PM2.5 に覆われる韓国の空。この中で PM2.5 を防ぐ製品のデザイン出願が活気を帯びている。

韓国特許庁によると、PM2.5 関連の「3 大家電」で人気を博している空気清浄機、衣類乾燥機、衣類管理機のデザイン競争が激しいことが分かった。

「マストハブアイテム (Must Have Item)」となった空気清浄機の直近 5 年間 (2013~2017 年) のデザイン出願件数は、前の 5 年間 (2008~2012 年) の 322 件に比べて 70%増の 546 件となっている。

主な出願企業としては過去 10 年間 141 件を出願したコーウェイ (Coway)、次いで LG 電子 (77 件)、サムスン電子 (60 件) の順であった。

衣類乾燥機の出願件数も増えている。直近 5 年間 (2013~2017 年) の出願件数は、前の 5 年間 (2008~2012 年) の 34 件に比べて 120%増の 75 件となっている。これは、室内で衣類乾燥による PM2.5 の発生を避けるために、衣類乾燥機の需要が高まったためとみられる。

主な出願企業としては、過去 10 年間 56 件を出願した LG 電子、続いてサムスン電子 (19 件)、DAYOU WINIA、コーウェイの順であった。

衣類についての PM2.5 を簡単に払い落として人気が高い衣類管理機の出願件数も増加傾向にある。初めて出願された 2011 年当時には 2 件に過ぎなかったが、2013 年に 25 件に急増し、その後数年間伸び悩んでいたが、昨年 15 件となり、再び増加傾向に転じた。

この背景には LG 電子が独走していた衣類管理機市場にサムスン電子とコーウェイが挑戦状を突きつけ、競争が激しくなったことがあるだろう。

特許庁デザイン審査課の課長は「PM2.5 は国民の健康や生存を脅かす深刻な問題であるため、当面、関連市場は継続的に拡大すると見込まれる」とし、「人工知能 (AI) やモノ

のインターネット (IoT) などの最先端技術を取り入れた多様な形態の製品が続々と開発されるとともに、関連デザイン競争もさらに激化するだろう」と明らかにした。

他にも、屋外のPM2.5濃度を知らせる携帯用PM2.5測定器やPM2.5の濃度を表示する掲示板、機能性マスク、鼻洗浄機器などの出願件数も増加している。

その他一般

5-1 サムスン電子、第1四半期のR&D投資費用が過去最多

電子新聞 (2018.5.16)

- 攻めの特許確保・新技術開発 -

今年第1四半期のサムスン電子のR&D投資費用が過去最多となった。特許を増やし、人工知能 (AI) や自動車電装などの新技術の確保に邁進した結果といえる。昨年、過去最多の年間R&D費用を投資したサムスン電子が今年もその記録を更新するか注目が集まっている。

業界によると、サムスン電子の第1四半期のR&D費用は4兆3,360億ウォンと、これはサムスン電子の第1四半期のR&D費用としては過去最多となる。これまで第1四半期のR&D費用として過去最多であった2014年の3兆8,775億ウォンに比べると、11.8%増となり、前年度の3兆8,588億ウォンに比べると、12.3%も増加した。

サムスン電子は2011年から10兆ウォン以上をR&Dに投資しており、2014年からは14兆ウォン以上をR&Dにつき込んでいる。昨年は過去最多の16兆8,056億ウォンを投じ、今年第1四半期からR&Dに巨額を投じ、R&D攻勢をかけている。

サムスン電子は激化する特許戦争に備え、特許権確保に取り組んでいるとみられる。2011年からは米国でアップルとデザイン特許をめぐる訴訟が続いており、最近では第3回訴訟が再開した。2016年には中国のファーウェイ (HUAWEI) がサムスン電子を相手取って米国で特許訴訟を起こし、激しい攻防を繰り返している。

相次ぐ特許訴訟に備え、サムスン電子は米国で特許を多数登録した。2013年の4,802件から2017年には6,072件へと増え、今年第1四半期には1,495件を登録した。米国での累積特許件数は4万7,878件に上る。

業界関係者は「サムスン電子は米国で展開するビジネスの割合が高いうえ、主な競合会社も米国に多い」とし、「米国では特許システムや訴訟制度が発達しているため、米国以外の企業も米国で提起するケースが多い」と述べた。

サムスン電子は R&D に投資することで、半導体、TV、冷蔵庫など、従来製品の技術を高度化し、差別化を図る。最近、第三認証機関である VDE で「カラーボリューム 100%」の認証を受けるなど、自社の QLED TV 関連特許を持続的に確保している。KIPRIS（特許庁知的財産権情報サイト）によると、第 1 四半期には冷蔵庫の放熱ダクト結合構造の改善、半導体素子の製造方法、量子ドットベースの照明など、さまざまな分野の特許を登録した。

未来の成長エンジンの確保が重要になるなか、サムスン電子は攻めの R&D 投資を行い、AI、IoT、未来型自動車ソリューションなどに集中投資するとみられる。

今後もサムスン電子が世界最高レベルの投資を続けていくのか注目が寄せられる。昨年 10 月、欧州委員会が発表した「EU の産業への R&D 投資スコアボード 2017」によると、サムスン電子は世界の R&D 投資企業のランキングで 4 位となっている。

サムスン電子の関係者は「登録したのは、ほとんどスマートフォン、スマート TV、メモリ、システム LSI などに関する特許」とし、「モバイル、半導体などの主力事業と新事業分野で特許保護網を持続的に確保している」と伝えた。

5-2 特許庁、フェイスブックの友達が選んだ世界 10 大発明品を発表

韓国特許庁 (2018. 5. 21)

- フェイスブック利用者 947 人が参加し、冷蔵庫が 1 位に選定 -

韓国特許庁は、第 53 回発明の日を迎え、Facebook の友人が選んだ「世界 10 大発明品」を発表し、最高の発明品には冷蔵庫が選定された 20 日、明らかにした。

2 位はインターネット、3 位はパソコン、4 位は洗濯機、5 位はテレビであった。続いて 6 位は自動車、7 位は金属活字、8 位は眼鏡、9 位はワクチン、10 位はガスレンジとなった。

この調査は、専門家が事前に選定した私たちの生活と密接している発明品 100 種類から 1 人当たり 3 つを推薦する方法で、5 月 1 日から 16 日までフェイスブックで行われた。特許庁フェイスブックの友達 947 人が参加し、2,400 以上の有効回答を得た。

フェイスブックの友達が世界 10 大発明品を選んだ理由は以下のとおりである。

まず、1 位の冷蔵庫は有効回答の 11.2% を占めた。選定理由には「生活で一番多く使うから」、「冷蔵庫がなかったら腐ったものを食べ、よく食中毒になったはず」、「冷蔵庫がなかったら食欲がわかかなかったはず」、「特に、氷を作ることができるから夏は最高」などの意見を出した。

2 位に選ばれたインターネットは、有効回答の 10.4% を占めた。インターネットについては、「インターネットがなかったら ME Too 運動は広がらなかっただろう」、「喜怒哀楽に欠かせない発明品」、「世界を一つにまとめる上で貢献度が最も高い」と支持の理由を説明した。

3 位となったパソコンは、有効回答の 7.0% を占めた。パソコンは「デジタル時代に導いた発明品」、「働き方と日常生活を変えた」という意見があった。

4 位の洗濯機については「洗濯の苦痛から女性を解放させた革命的な発明品」、5 位に選ばれたテレビについては「テレビができて暇な時にドラマやスポーツが楽しめるようになった」と理由を説明した。

他に、「多くの発明者のおかげで、私たちが便利に生活できるようになったので感謝している」、「発明の力、発明の偉大さを改めて感じます」、「発明品が世界を変えるということを実感します」などの意見もあった。

特許庁のフェイスブック (www.facebook.com/kipoworld) は、国民とのコミュニケーションや政策広報のために運営されており、凹凸発明王 (ウェブトゥーン)、特許の現場を訪れる「そこに行こう」、アイデア商品を紹介する「一人暮らし白書」など、特許や発明に関する楽しく有益なコンテンツを週 3~4 回掲載し、利用者の呼応を得ている。

- 事故防止技術を取り入れたドライブレコーダーに関する出願、直近 3 年間で 2 倍に増加 -

韓国特許庁によると、車両の衝突事故防止支援機能が搭載されたドライブレコーダー関連出願は、2011 年までは 9 件以下に過ぎなかったが、2012 年 10 件から 2013 年 16 件、2014 年 19 件に増え始め、直近 3 年間 (2015 年～2017 年) は年平均 32 件となり、前の 3 年間 (2012 年～2014 年) の年平均 15 件に比べて 2 倍以上に急増した。

これは、最近、飛躍的に発展している高画質カメラセンサーなどを搭載した自動運転の基盤技術である先端運転支援システム (ADAS、Advanced Driver Assistance System) の走行安全機能がカメラベースのドライブレコーダーにも適用されているためとみられる。

出願件数 (2008 年～2017 年) を出願人別に見ると、韓国人 167 件 (98%)、外国人 4 件 (2%) と、韓国人が出願を主導しており、韓国人では中小・中堅企業が 84 件 (50%) と、全体の半分を占めていることが明らかになった。続いて中小企業 59 件 (35%)、大企業 35 件 (20%)、大学・研究機関 27 件 (16%)、中堅企業 25 件 (15%)、個人 21 件 (12%)、外国人 4 件 (2%) の順であった。

ドライブレコーダーに搭載される事故防止支援技術は、運転補助 (車線逸脱感知、スピードや信号違反警告、死角地帯の映像提供)、運転者の状態監視 (居眠り運転監視、前方注視怠慢警報)、衝突の危険警告 (車両・歩行者などとの衝突の危険警告)、車両制御連携 (衝突の危険時の車両制動と非常灯点滅) の 4 つに分かれる。

このうち、運転支援技術が 82 件 (48%) と出願割合が最も高く、次いで衝突の危険警告 67 件 (39%)、運転者状態の監視 17 件 (10%)、車両制御連携 5 件 (3%) であった。

特許庁自動車審査課の課長は「ドライブレコーダーがドライバの不注意や高齢化によるリスクを補完できるだけに、ドライブレコーダーは単純な運行記録を超え、交通事故防止に欠かせない安全装置となり、その活用範囲が拡大するだろう」とし、「カメラセンサーなどの性能が高まり、カメラを利用した映像認識技術が進歩するとみられるため、先端安全技術を取り入れたドライブレコーダーに関する出願は増え続けると見込まれる」と付け加えた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム